

第20号議案

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

1 当事者

原告 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市

代表者 蒲郡市長 稲葉正吉

被告 蒲郡市西浦町大山25番地
太田 ウメ
蒲郡市西浦町大山25番地
太田 秀夫
蒲郡市西浦町大山25番地
太田 ヨシ

2 事件名 建物収去土地明渡し等請求事件

3 請求の趣旨

- (1) 被告太田ウメは、原告に対し、訴えの対象物件の建物アからエまでを収去し、及び土地を明渡せ。
- (2) 被告太田ヨシは、原告に対し、訴えの対象物件の建物オを収去し、及び土地を明渡せ。
- (3) 被告らは、原告に対し、連帯して契約解除の日までの未払賃料及びこれに係る遅延損害金を支払え。
- (4) 被告らは、原告に対し、連帯して契約解除の日の翌日から明渡し済みに至るまで、1年金92,515円の割合による金員を支払え。

(5) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

4 訴えの対象物件

(1) 建物

ア 蒲郡市西浦町大山25番地6

家屋番号25番6の6 居宅 木造瓦葺平家建

イ 蒲郡市西浦町大山25番地6

未登記 居宅 木造亜鉛メッキ葺平家建 (床面積31.05㎡)

ウ 蒲郡市西浦町大山25番地6

未登記 居宅 木造亜鉛メッキ葺平家建 (床面積45.19㎡)

エ 蒲郡市西浦町大山25番地6

未登記 共同住宅 木造亜鉛メッキ葺2階建

オ 蒲郡市西浦町大山25番地6

未登記 居宅 木造瓦葺平家建

(2) 土地

蒲郡市西浦町大山25番6の一部

面積 205.59㎡

5 訴訟の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果必要がある場合は上訴するものとし、被告が上訴した場合又は反訴した場合は応訴する。

提案理由

蒲郡市が所有する土地の賃借人が、未払賃料の支払に応じないため、当該土地にある建物の収去及び土地明渡し並びに未払賃料支払を求める訴えを提起するため提案する。